

# 神戸市認知症の人にやさしいまちづくり条例(概要)

<平成 30 年 4 月 1 日施行>

## 背景・意義

神戸市では、これまで、市民福祉の向上、震災を教訓とした地域見守り活動、神戸医療産業都市構想等に取り組んできた。  
国の「認知症施策総合推進戦略(新オレンジプラン)」を推進するとともに、G7 保健大臣会合「神戸宣言」を受け採択された WHO(世界保健機関)の認知症グローバルアクションプランの実践によって、認知症の人にやさしいまちづくりを推進していく。

## 基本理念

- ・認知症の人の尊厳が保持され、その人の意思が尊重され、社会参加を促進し、安全に、かつ安心して暮らし続けられるまちを目指すこと
- ・認知症の人とその家族のよりよい生活を実現させるために必要な支援を受けられるよう、まち全体で支えること

## 施策

- 予防及び早期介入 (WHO・神戸医療産業都市・大学・研究機関等の連携による取り組み)
- ・ 研究に対する介護等の情報提供
- ・ 認知症治療薬や早期診断手法の研究、製品・サービスの開発支援
- ・ 研究成果の市民への還元等、施策への反映
- 事故の救済及び予防
- ・ 認知症と診断された人による事故に関する救済(給付金の支給)
- ・ 移動手段の確保等、地域での生活支援
- ・ 認知症の疑いがある人の運転免許自主返納の推進
- 治療及び介護の提供
- ・ 地域での相談体制、早期受診につながる体制の確立
- ・ 早期診断や適切な治療・介護の提供に必要な環境整備
- ・ 医療・介護にかかる人材の確保と資質向上
- 地域の力を豊かにしていくこと
- ・ 交流できる環境や社会参加の場の整備
- ・ 地域包括支援センター単位での声かけ訓練
- ・ ICTを活用した行方不明者対策等見守り体制の提供
- ・ 市民への啓発、児童・生徒への教育の推進
- ・ 成年後見等の権利擁護の推進

## 認知症の人にやさしいまちの実現

市民  
事業者

協働での取り組み

医療介護関係者・  
大学等研究機関

市